期日指定定期預金規定

I.【非自動継続型】

1. (預金の支払時期等)

- (1)期日指定定期預金(以下、「この預金」といいます。)は、満期日以降に利息とともに支払います。
- (2)満期日は、この預金の全部または一部について、預入日の1年後の応当日(証書(もしくは通帳)記載の据置期間満了日)から証書(もしくは通帳)記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。 満期日を指定する場合には、当店にその1ヵ月前までに通知をしてください。
 - この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がない場合には、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかった場合には、満期日の指定はなかったものとします。 指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来した場合にも同様とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満 ……… 証書(もしくは通帳)記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 ……………… 証書(もしくは通帳)記載の「2年以上」の利率
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金共通規定第4条第2項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、後記期限前解約利率一覧表の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

【期限前解約利率一覧表】			
預入期間が	6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率	
預入期間が6ヵ月以上	1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%	
預入期間が1年以上	1年6ヵ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%	
預入期間が1年6ヵ月以上	2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%	
預入期間が2年以上	2年6ヵ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%	
預入期間が2年6ヵ月以上	3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%	

(注) 小数点第3位以下切捨てます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

Ⅱ. 【 自 動 継 続 型 】

1. (自動継続)

(1) 自動継続期日指定定期預金(以下、「この預金」といいます。)は、証書(もしくは通帳)記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。

継続された預金についても、同様とします。

ただし、継続の回数は、10回を限度とします。

- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。 ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをした場合には、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止する場合には、最長預入期限(継続したときは、その最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があった場合には、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について、預入日の1年後の応当日(証書(もしくは通帳)記載の据置期間満了日。継続したときは、その継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。

満期日を指定する場合には、当店にその1ヵ月前までに通知をしてください。 この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。

- ② 継続停止の申出があり満期日の指定がない場合(本条第2項により満期日の指定がなかったものとしたときを含みます。)には、最長預入期限を満期日とします。
 - 継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約された場合の残りの金額について、満期日の指定がないとき も同様とします。
- (2) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかった場合には、満期日の指定がなかったものとします。 指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来した場合にも同様とします。
- (3) 継続停止の申出がない場合には、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、本条第2項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは、解約日)に預入日から最長預入期限(解約するときは、満期日)の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 ……… 証書(もしくは通帳)記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 ……………… 証書(もしくは通帳)記載の「2年以上」の利率
- (2) 継続後の預金の利息についても、本条第1項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れて継続します。
- (4) 指定された満期日から1ヵ月以内に解約する場合、または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を定期預金共通規定第4条第2項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは、最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、後記期限前解約利率一覧表の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

【期限前解約利率一覧表】		
預入期間が	6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
預入期間が6ヵ月以上	1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%
預入期間が1年以上	1年6ヵ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%
預入期間が1年6ヵ月以上	2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%
預入期間が2年以上	2年6ヵ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%
預入期間が2年6ヵ月以上	3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%

- (注) 小数点第3位以下切捨てます。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。